

第1節 国際社会における課題設定及び合意形成への積極的参加・協力

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、エボラ出血熱等の感染症対策は国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されるほか、薬剤耐性（Antimicrobial resistance：AMR）は世界的に広がっており、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の総会やG7サミット等でも取り上げられる大きな問題となっている。また、世界的なサプライチェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) G7

2015（平成27）年6月にドイツで開催されたG7エルマウサミットでは、保健分野について、①公衆衛生危機（エボラ出血熱等）について、②薬剤耐性（AMR）、③顧みられない熱帯病をG7として協調して対応していくことが確認された。具体的には、①エボラ出血熱発生件数をゼロに向けて取り組むこと、②薬剤耐性（AMR）について、自国の国別行動計画の見直し、策定及び他国の国別行動計画策定に係る支援等を盛り込んだ首脳宣言（Leaders' Declaration）が合意された。

同年10月にはベルリンで関連の閣僚会合が開催された。このうち、G7保健大臣会合では、薬剤耐性（AMR）及びエボラ出血熱からの教訓が協議され、会合の成果として、①薬剤耐性（AMR）については、好事例の共有や抗生物質の適正使用の促進等、②エボラ出血熱からの教訓については、公衆衛生危機の予防、察知、対応への尽力等を内容とする大臣宣言が合意された。

2016（平成28）年は日本がG7の議長国となっており、同年5月26日、27日の両日に伊勢志摩サミットが開催される。ここでは、世界が直面する保健課題への取組みも議論される見込みであり、同年9月には、同サミットの成果を受け、G7神戸保健大臣会合を開催することとしている。

(2) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執行理事会における審議や決定等に積極的に関与しており、2013（平成25）年5月から2016（平成28）年5月までの3年間は総会で選出された34の執行理事国の1つとなっている。

WHOにおける取組みの一つとして、2005（平成17）年の国際保健規則（International

Health Regulations : IHR) の改正があげられる。この改正により、加盟国は「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内にWHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなり、日本は、新型インフルエンザ (A/H1N1) の国内発生の際 (詳細は第8章第1節参照) や、2011 (平成23) 年3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。

2015 (平成27) 年5月に開催された第68回WHO総会では、様々な技術案件として、マラリア、ポリオ、薬剤耐性 (AMR)、てんかん、大気汚染、国際保健規則などの決議が採択された。また、その他に、WHO改革や事業予算などに関する議論が行われた。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD) は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした先進34カ国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ (「ヘルスデータ」) の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。また、医療の質を改善する効果的な政策を示すことを目的とした「医療の質レビュー」にも参加し、2014 (平成26) 年度にはOECD調査団による訪日調査への対応や報告書の公表イベントを実施した。

なお、2017 (平成29) 年1月には第3回OECD保健大臣会合が開催される予定である。

(4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN) と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働行政分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN + 3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2015 (平成27) 年9月にASEAN + 3保健高級事務レベル会合がベトナムで開催され、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (Universal Health Coverage : UHC) や高齢化対策、災害医療等の協力優先分野に関する議論を行った。次回の保健大臣会合は、2017 (平成29) 年にブルネイにて開催される予定である。

なお、2014 (平成26) 年11月には、エボラ出血熱への準備と対応をテーマに、ASEAN + 3エボラ出血熱への準備と対応に関する保健大臣特別会合が開催され、日本はASEAN地域における長期的な保健システムの強化の必要性について発言した。会合では共同声明及び戦略枠組みが採択された。

また、2013 (平成25) 年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。ASEAN諸国における高齢化施策の現状を整理し、アクティ

ブ・エイジング（Active Aging）の達成に向けて必要な人的資源、施策等を検討するため、2014年からはASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催している。2015年8月には、タイで第2回ASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催し、「アクティブ・エイジングに向けた高齢者の疾病予防と健康増進」「高齢者介護：人的資源の開発」「高齢者特有のケア：認知症」のテーマについて議論を行い、提言を取りまとめた。

(5) 日中韓三国保健大臣会合

2015（平成27）年11月に日本・京都で開催された第8回日中韓三国保健大臣会合では、三国に共通する保健課題であるエボラ等の感染症や薬剤耐性（AMR）対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、高齢化、非感染性疾患対策等に関し、協力関係の維持及び一層の強化を行うことを内容とする「第8回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

(6) その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会（EC）の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative：GHSI）が毎年開催されている。2016（平成28）年2月には、アメリカで閣僚級会合が開催され、WHO、世界銀行とも協力し、公衆衛生危機発生時の各国の協調した対応を強化していくことなどを確認する旨の共同声明を採択した。なお、2017（平成29）年の本会合は欧州委員会が主催する予定となっている。

また、2015（平成27）年9月に韓国で開催された第2回世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda：GHSA）ハイレベル会合では、世界各国での感染症対策の能力向上を目指し、GHSA行動計画の取組みを加速するため、感染症の予防、早期発見、効果的対応のための行動計画の実行に向けたさらなる連携強化などを盛り込んだ大臣宣言（ソウル宣言）が採択された。

その他、2016年4月には、国際保健において脅威となりつつある薬剤耐性（AMR）についてアジア地域全体でその現状と取組みを共有し、今後の協力体制のあり方について議論することを目的とし、アジアの主要国の担当閣僚級を我が国に招請し、東京においてアジアAMR閣僚級会合を開催する予定となっている。

そのほか、2013（平成25）年にG8認知症サミットが開催され、認知症に取り組むための「宣言」と「共同声明」が合意された。その後、日本を含む各国でサミットの後継イベントが開催され、2014（平成26）年11月の日本後継イベントは「（認知症に対する）新しいケアと予防のモデル」をテーマに開催された。その中で、内閣総理大臣から指示があり、2015年1月に厚生労働省をはじめとする関係12省庁と共同して「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）が策定された。また、WHOは同年3月に大臣級会合を主催し「アクションの呼びかけ」を発表した。今後、認知症への対応は中低所得国も含めて推進されることとなった。

2 労働分野

(1) G7及びG20

2015（平成27）年6月にドイツで開催されたG7エルマウサミットでは、労働分野について、世界的なサプライチェーンにおいて労働者の権利、一定水準以上の労働条件及び環境保護を促進すること等が確認された。

同年10月にはベルリンで関連の閣僚会合が開催された。このうち、G7雇用・開発大臣会合では、サミットで取りまとめられた枠組みの具体的な対策について協議され、①中小企業への適正手続の支援、②消費者への情報提供、③マルチステークホルダーによるイニシアティブ、④発展途上国への支援、⑤ビジョン・ゼロ・ファンド、⑥OECDの苦情処理手続に関するピアレビュー及びピアラーニングの各事項についての対応が合意された。

G20の枠組みにおいて各国の雇用労働担当大臣がお互いの知見を持ち寄って雇用失業問題に対処するための会合が2010（平成22）年から開催されている。2015年9月にトルコで開催されたG20雇用労働大臣会合では「より包摂的な労働市場」、「人的資源への投資増大」、「効果的なモニタリングを通じた実行」の3つの柱の下で議論が行われ、「労働市場から永久に取り残される可能性の最も高い若者を2025（平成37）年までに15%削減する」という数値目標との目標に合意した。

(2) 国際労働機関（ILO）

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与しており、常任理事国となっている。ILOにおける取組として、1998（平成10）年第86回総会において「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択された。この採択により、4つの分野（結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認・強制労働の禁止・児童労働の撤廃・雇用及び職業における差別の排除）に関する基本条約について、その批准の有無にかかわらず尊重することが確認された。また、2008（平成20）年第97回総会において「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」が採択された。この採択により、進歩と社会正義を促進、達成するために、加盟国政労使の「ディーセント・ワークの実現に向けた取組」の4つの戦略目標（雇用の促進・社会的保護の方策の展開及び強化・社会対話の促進・労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現）に基づく取組みをILOが実効的に支援することとされた。さらに、ILOは、国際労働基準として、これまで189の条約及び204の勧告を採択しており、日本は、このうち49の条約に批准している。また、毎年6月に開催されるILO総会においては、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告等について討議が行われている。2015（平成27）年5、6月に開催された第104回総会では、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行促進についての勧告が採択された。また、その他に、中小企業におけるディーセントで生産的な雇用の創出に関する議論や社会的保護に関する議論が行われた。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトック」の作成を行っている。また、経済的又は技術的理由、もしくは構造変化により非自発的に職を失った者に対する効果的な政策について分析する「失職者レビュー」にも参加し、2014（平成26）年度にはOECD調査団による訪日調査への対応や報告書の公表イベントを行った。

また、2016（平成28）年1月には第8回OECD雇用労働大臣会合が開催され、「より強靱で包摂的な労働市場の構築」をテーマにして議論を行い、厚生労働省からは日本の女性の活躍促進政策等の取組みについてPRした。会合終了後には、日本政府の「一億総活躍社会の実現」に向けた取組みと軌を一にした内容を盛り込んだ、各国大臣の共同声明を公表した。

(4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

ASEANと日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、労働行政分野においても、ASEAN+3の担当大臣会合及び高級事務レベル会合が毎年交互に行われており、積極的に参加している。2015（平成27）年5月にはフィリピンでASEAN+3労働高級事務レベル会合が行われ、日本の労働分野における援助方針等の説明を行うとともに、ASEANに対する協力事業の報告及び今後の協力事業の説明・周知等を図った。なお、2016（平成28年）5月にはラオスで第9回ASEAN+3労働大臣会合が開催される予定である。

(5) アジア欧州会合 (ASEM)

アジア欧州会合（Asia-Europe Meeting：ASEM）は、アジア地域の21か国と1機関、欧州地域の30か国と1機関の合計51か国と2機関によって構成される国際フォーラムで、相互尊重と平等の精神に基づき、アジア・欧州両地域の協力関係を強化することを目的として政治・経済・社会・文化等の様々な分野で活動を行っている。

2015（平成27）年12月には、ブルガリアにおいて、第5回ASEM雇用労働大臣会合が開催され、「アジアと欧州における持続可能な社会開発に向けて：ディーセント・ワークと社会的保護のための共通のビジョン」をテーマに議論が行われ、若年労働者市場の改善やサプライチェーンにおけるディーセント・ワークと労働安全衛生の促進に関する具体的な取組みについてまとめた「ソフィア宣言」が採択された。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN+3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2015（平成27）年9月のASEAN+3社会福祉高級事務レベル会合では、ASEANにおける高齢者のエンパワーメントをテーマに議論が行われた。2016（平成28）年はインドネシアでASEAN+3社会福祉大臣会合及び高級事務レベル会合が開催される予定である。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2015年10月には、第13回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を神戸市で開催し、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官の参加を得た。同会合では、「災害から人、暮らし、みらいを守る」をテーマとし、災害時の医療提供や地域福祉の視点に基づく被災者の生活支援、復興時における被災者の就労支援と雇用創出、コミュニティを主体とした弱者支援のための災害前からの備えや、今後の防災や災害対応に関する保健・福祉・労働分野におけるASEAN地域の協力と連携について議論を行い、提言を取りまとめた。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、職業能力開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省や国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力を行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力を行っている他、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っているところである。

また、全ての人々が質の担保された保健医療サービスを楽しむことができ、サービス使用者が経済的困難を伴わない状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進は今後ますます重要になると認識している。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成による世界の人々の健康確保と公衆衛生向上のために、各国政府、開発パートナー、その他の関係者は一体となって取り組む必要があり、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、他の途上国への支援を通じて全世界でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を目指している。具体的には、約50年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、効率化や補償サービス向上に資する戦略等を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続け

ていく。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、水道計画策定支援のための開発途上国現地指導、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

2 労働分野

(1) 国際機関を通じた取組み

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）等を実施している。現在、ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発実施事業、アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備事業、アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業、アジア地域における社会保険制度整備支援事業等を実施している。

職業能力開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、「技能評価システム移転促進事業」を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における職業能力開発関係施設の設置・運営に対する協力、職業能力開発関係専門家の派遣、職業能力開発関係研修員の受入れ等を行っている。

さらに、ASEANやAPEC、アジア太平洋地域技能就業能力計画の枠組みを通じて職業能力開発に関する各種研修事業などの国際協力事業を実施している。また、開発途上国の職業訓練体制充実のため、開発途上国の現職の職業訓練指導員を対象として、能力向上研修を行っている。このほかにも、2011（平成23）年度より、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体のもつネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

(2) 外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度^{*1}は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とし、1993（平成5）年に創設されたものである。入国時に原則2か月間の日本語や法令関係等の講習を行い、技能実習1年目で技能検定基礎2級相当、3年目で技能検定3級相当の技能修得を目標に、最長3年間日本において技能を学ぶ。2010（平成22）年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されている。厚生労働省では、技能実習制度が適正に行われるよう、監理団体・実習実施機関への巡回指導、技能実習生に対する母国語による電話相談等を行っている。

技能実習は、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等が発生していることから、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、2015（平成27）年3月6日に、第189回通常国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出し、継続審議となっている。

^{*1} 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

また、社会保険制度の構築と運用に関する日本の知見を生かし、アジア地域の社会保険制度とその実施体制を支援することを目的としたアジア地域における社会保険制度整備支援事業を実施している。

第3節 各国政府等との政策対話の推進

世界で最も急速に高齢化が進展している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、2015（平成27）年5月には、ドイツで「高齢社会における予防」をテーマとする日独高齢化シンポジウムが開催されたほか、同年12月には、韓国で介護保険や高齢化社会に対応する産業の発展・促進をテーマとする日中韓高齢化セミナーが開催された。

また、経済の国際化の進展等に伴い、先進国が抱えるようになった雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策対話が重要となっている。このため、2015年1月には、日本で「女性の雇用と家庭及びキャリアの両立支援」をテーマとする日独政労使交流が開催されたほか、同年9月には、フランスで「職場における男女均等」や「仕事と家庭の両立支援」をテーマとする日仏セミナーが開催された。

第4節 経済活動の国際化への対応

1 経済連携協定（EPA）

世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により1990年代以降世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた流れを受けて、2016（平成28）年3月末現在、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー及びオーストラリアとの協定が発効している。さらに、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA等数か国・地域と交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「電子商取引」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」の分野で積極的な対応を行っている。また、インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPAでは、

インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師・介護福祉士の候補者に対し、一定の条件の下で入国し、日本の国家資格を取得するための研修・就労、国家資格取得後の就労等を認めている（第10章第5節4参照）。

2 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定*2

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement：TPP）協定は、2010（平成22）年3月に交渉が開始され、日本は、2013（平成25）年7月から交渉に参加した。2015（平成27）年10月の大筋合意、2016（平成28）年2月の署名を経て、同年3月にTPP協定及び関連法案が閣議決定され、国会に提出された。交渉においては、様々な懸念等を踏まえ、国民の生命や生活の安全・安心が損なわれないよう、厚生労働省として責任をもって対応したところ、厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

第5節 外国人労働者等への適切な対応

1 日系人を始めとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援

従来、日系人を始めとする定住外国人労働者の多くは、製造業の生産過程に従事し、「派遣・請負」のいわゆる非正規雇用として不安定な雇用形態で就労していた。これらの定住外国人労働者は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、スキルの蓄積も十分ではないことから、離職した場合には再就職が極めて難しく、リーマンショック後の雇用失業情勢悪化の影響も深刻であった。

このため、2008（平成20）年秋以降日系人集住地域のハローワークを中心に、日本語能力の不足により職業相談等が困難な求職者がハローワークを拠点に求職活動ができるよう、ポルトガル語等の通訳を増配置するとともに、ハローワークと市町村が連携して、生活相談等を含む各種相談をワンストップで行える相談窓口の設置により情報提供・相談体制の構築を行っている*3。また、再就職を希望する日系人に対し、日本語能力も含めたスキルアップを行う日系人就労準備研修を実施した。

その後、通訳を配置しているハローワークにおける職業相談件数は、経済情勢の改善等により減少傾向で推移しているものの、依然としてリーマンショック前の水準までには改善しておらず、相談を繰り返しても就職に至らない求職者が滞留していることから、引き続き通訳を活用したきめ細かな職業相談、職業紹介を実施していくこととしている。

なお、日系人就労準備研修については、近年の定住外国人の多国籍化傾向を鑑みて、2015（平成27）年度より、日系人を含む定住外国人全般を対象として、日本語能力の向上等による円滑な求職活動や職場への定着の促進を図る、外国人就労・定着支援研修として実施している。また、定住外国人の居住地の分散化も進みつつあることから、2016

*2 この協定は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境等、幅広い分野で新しいルールを構築する包括的協定。日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12カ国が参加している。

*3 通訳を配置している公共職業安定所等一覧
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/tsuuyaku.pdf>

(平成28)年度中には、三者間通話による多言語通訳機能などを可能にする多言語コンタクトセンターを設置し、各ハローワーク窓口での多言語通訳が可能な相談体制の整備を図ることとしている。

また、ハローワークにおいては、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出制度により事業主から把握した情報を基盤に、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく労働関係法令や社会保険関係法令の周知啓発に加えて、安易な解雇の防止や再就職援助の努力等についての指導・啓発を行っている。

2 専門的・技術的分野の外国人の就業促進

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と国際競争力の強化のためには、国内人材の最大限の活用はもとより、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人材の活用が重要な課題である。厚生労働省においても、外国人雇用サービスセンター^{*4}を中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援している。

また、留学生の在籍者が多い大学等が多数所在する地域を管轄する新卒応援ハローワークに留学生コーナー^{*5}を設置し、外国人雇用サービスセンターと密接に連携のうえ、留学生に対する就職支援の取組みを推進している。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)等を踏まえ、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを拠点として、大学や企業等の関係機関が連携し、各種セミナーや就職面接会などを実施している。

専門的・技術的分野の外国人労働者の就業促進に係る事業として、2014(平成26)年度において、「外国人技術者の日本企業への就業促進に向けた実態調査及び普及啓発事業」を実施し、外国人技術者や理系留学生の活用の状況について課題等を抱える企業にインタビューを行った。これにより、これらの外国人に特有の課題やミスマッチの要因を分析するとともに、普及啓発事業を全国6都市で開催した。

2014年6月の出入国管理及び難民認定法の一部改正法の成立を受け、2015(平成27)年4月に高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格等が創設された。

3 緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れ

2014(平成26)年4月4日の関係閣僚会議において、2020(平成32)年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に的確に対応するための緊急かつ時限的措置として、建設分野における外国人の受入れの実施が決定され、2015(平成27)年度初頭から受入れを開始している。また、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、建設業との人材の相互流動が高い造船分野についても外国人の受入れに関して同様の措置が講じられており、2015年度初頭から受入れを開始している。

また、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、国内製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況を踏まえ、海外子会社等従業員を国内に受け入れ、専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転することが可能となる制度を2015年度

*4 2016(平成28)年度現在、東京、愛知、大阪の3カ所に設置

*5 2016年度現在、北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の15都道府県16カ所に設置

末から実施している。

厚生労働省としては、これら分野における外国人の受入れについて、関係省庁と連携のもと、外国人労働者の適切な雇用管理の観点から対応を行うこととしている。

4 二国間の協定等に基づく外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れ

経済連携協定（EPA）等に基づく外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れは、経済活動の連携強化の観点から、外国人の就労が認められていない分野（看護補助・介護）において、公的な枠組みで特例的に行われているものである。

本枠組みにより入国した看護師候補者及び介護福祉士候補者は、協定等で定められた在留期間（看護師候補者3年、介護福祉士候補者4年）の間、病院・介護施設で就労を行い、国家試験の合格を目指して研修等を受け、日本に在留する期間中又は帰国後に国家資格を取得した場合においては、日本国内において看護師及び介護福祉士としての就労が認められる。

インドネシアは2008（平成20）年度から、フィリピンは2009（平成21）年度から、ベトナムは2014（平成26）年度から受け入れている。

厚生労働省では、国家資格取得に向けた就労・研修等に関する支援の実施、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団^{*6}（候補者の受入れを適正に実施する観点から、同法人が唯一の受入れ調整機関となっている。）による職業紹介業務等に対する指導監督を行うとともに、外務省、法務省、経済産業省と緊密に連携しその運営を行っている。

また、2010（平成22）年度から、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験における用語等を見直し、2012（平成24）年度からは、試験時間の延長などの配慮も実施している。

さらに、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において、EPA介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について検討し、介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大等を行うこととした。

^{*6} 受入れの枠組みを紹介したホームページ「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html